

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「第 H27 確認建築鹿児島市 1150185 号 確認申請書中の構造計算書（地盤の支持力）及び地質調査報告書に係る部分」の一部を不開示とした決定の中で、実施機関が不開示とした部分のうち、別表に記載の部分については開示すべきであり、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求対象文書及び決定の内容

1 開示請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

本件対象公文書は、建築確認申請書中の一部であって次の項目から構成されている。

- (1) 構造計算書中の地盤の支持力の記載部分（以下「本件対象公文書 1」という。）
- (2) 地質調査報告書（以下「本件対象公文書 2」という。）

2 本件対象公文書のうち不開示とした部分

別表に記載のとおり

第3 異議申立ての内容

異議申立ての趣旨及び理由

- (1) 一部開示決定通知書（平成 27 年 10 月 29 日付け）のうち、「支持力計算書」が不開示、また基礎地盤調査に係る「柱状図」が黒塗りにされていたので、この 2 つの部分の開示を求める。
- (2) 鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号イにあるとおり、鼓川災害地の近隣住民の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

当該地層の上半部が 73° 勾配が許される地山ではなく埋立地であることから鹿児島市の「がけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の運用基準」第 4 条の(1)後段「ただし、がけの崩壊の恐れが著しい場合又はがけの間近に建築する場合など」に該当し、近くに建築を容認してはならない可能性を示すものである。この疑義がある以上、住民の生命、財産の保護が成り立ったのか否かについてむしろ積極的に開示すべきである。

がけ頂部から 30° の俯角内にある町内会館や住宅郡内の人命軽視に直結し、傾倒マンション問題と同様、不開示決定は著しく正義に反する。しかもかつて安全圏内にあるとして市が容認した建築群が存する地域全体の「資産価値の下落」に係る物理情報であり、それらの損失補償や将来の土地利用についての保証も問題になってくる。

- (3) 「支持力計算は一般的な計算法を使っている」と教示されたことから「独自の技術力を駆使して設計した」情報とは言えない。従って黒塗等を含む開示や不開示処分の決定には誤りがある。

当該支持力計算が、義務教育で習うニュートン法則と地盤工学の定説等及びこれらを基とする国土交通省の告示式から平易に導かれる以外の何ものでもないことを意味する。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

本件対象公文書は、条例第7条第2号及び第3号に該当するため一部開示としたものであり、その理由は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書1に対する不開示の判断について

構造計算書は、設計者が建築主から依頼を受けて作成した設計図書であり、開示請求の対象は、このうち地盤の支持力に関する計算書等の情報が記載されたものである。

本件の建築物に係る地盤の支持力に関する情報は、将来入居することとなる特定の個人の資産に関する情報である。

また、地盤の支持力を含む構造計算書は、設計者の独自の技術力を駆使して設計されたものであり、これを公にすることにより、当該設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例第7条第2号及び第3号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

2 本件対象公文書2に対する一部開示の判断について

地質調査報告書は、建築計画を行う際に必要となる計画地の地盤の状態を示す調査報告書であり、建築主が業者に調査を依頼して作成されたものである。

本件建築物は、共同住宅であり、同住宅に係る地質の具体的な調査結果の情報は、将来入居することとなる特定の個人の資産に関する情報である。また、地質調査を行った会社の従業員の氏名及び顔写真も特定の個人を識別することができる情報である。

よって、これらはいずれも条例第7条第2号に該当する。

また、地質調査報告書には、調査を行った会社の法人の実印の印影が記載されているほか、本件建築物を支える地下構造に係る地質調査を行う際の設計上の技術的ノウハウが記載されており、これらを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、これらはいずれも条例第7条第3号に該当する。

3 条例第7条第2号イの該当性について

異議申立人は、本件対象公文書について、条例第7条第2号イに該当すると主張するが、本件対象公文書に係る異議申立人の個別的な事情は、条例第7条第2号イの該当性を左右するものではないため、異議申立人の主張には理由がない。

4 不開示理由「独自の技術力を駆使して設計した」の解釈について

異議申立人は、本市担当者が「一般的な計算法を使っている」と説明していることから、条例第7条第3号による「独自の技術力を駆使して設計した」情報ではない、と主張する。

しかし、構造計算書は、設計者が自身の持つ建築設計に関する知識を用いて、建築主の要望に応じた建築計画を構築するため、構造の検討を行い、作成したものである。構造計算の手法には、多数の種類があるものではなく、一定の手法の中で検討を行えるものがあるが、どの手法で検討するかは、あくまで設計者の判断による。

よって、不開示理由の中でいう「独自」とは、「設計者が判断した手法で構造計算を行ったもの」という趣旨であり、これを公にすることは、当該法人等又は当該個人等の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、不開示としたものである。

以上のことから、開示請求に対する公文書一部開示決定は、妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

本件対象公文書は、本件対象公文書1及び本件対象公文書2で構成されており、別紙に記載の不開示部分に係る条例第7条第2号及び第3号の該当性等について、審査会が審査した結果は、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、共同住宅に係る構造計算書のうち、建築予定地の地盤の支持力が記載されている部分で、

- ・標準貫入試験による調査結果である柱状図
- ・地盤の支持力を示す数値（以下「地盤支持力度」という。）を算出するための計算式及び当該計算式に使用する係数
- ・調査結果の数値を基に当該計算式により算出した地盤支持力度
- ・基礎構造図

から構成されている。

① 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、不開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 共同住宅の建築主は、事業を営む個人であると認められることから、当該建築主の情報は、条例第7条第2号には該当しないが、実施機関は、「将来入居することとなる特定の個人の資産（不動産としての財産価値）に関する情報である」として同号に該当すると主張していることから、この点について検討する。

ウ 本件共同住宅の建築等について審査会が確認したところ、建築工事は現時点で未着手であること、また、入居者募集の段階にも至っていない状況であることから、条例の規定に照らし、特定の個人に関する情報として検討する余地はなく、異議申立人の主張する条例第7条第2号ただし書イの該当性を検討するまでもなく、同号本文に該当しないものと判断する。

② 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条第3号は、不開示情報として「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で次に掲げるもの」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 実施機関は、「地盤の支持力を含む構造計算書は、設計者の独自の技術力を駆使

して設計されたものであり、これを公にすることにより当該設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と主張している。これに対し、異議申立人は、「支持力計算は一般的な計算法を使っていると教示されたことから独自の技術力を駆使して設計した情報とは言えない」と主張していることから、同号の該当性について検討する。

ウ 本件対象公文書1中の柱状図は、共同住宅の建築現場の地盤における標準貫入試験による調査結果を示したものであり、その内容は、当該地盤にボーリングロッドを30センチメートル打ち込むために必要な打撃回数（N値）を貫入深度ごとに数値で表すことにより、当該地盤の耐力が示されたものである。

上記柱状図に記載の情報について審査会が確認したところ、当該情報は、業者が地質調査によって得た自然界の客観的・科学的な事実に過ぎず、条例第7条第3号の規定により保護すべき設計者の独自の技術力又は技術的なノウハウに基づく情報（以下「ノウハウ情報」という。）であるとは認められないため、開示すべきものと判断する。

エ 本件対象公文書1中の地盤支持力度の算定に係る計算式及び当該計算式に使用される係数については、国土交通省の告示に示された数式及び係数であり、また、当該数式に使用する数値（建築物の基礎の形状及び寸法に関するものは除く。）についても、地質調査結果の数値及び同告示により導き出される係数であることから、いずれもノウハウ情報であるとは認められないため、開示すべきものと判断する。

オ 本件対象公文書1中の建築物の基礎の形状及び寸法に関する情報については、地質調査の結果を基に、本件建築物を支えるための地下構造物をどのように設計するかを設計者が技術的なノウハウを用いて作成したものと認められ、また、第三者が当該設計に関するノウハウを活用することで、設計者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、基礎の形状及び寸法に関する数値並びに基礎形状図については、ノウハウ情報に該当し、不開示とすべきものと判断する。

カ そうすると、上記オの建築物の基礎の形状及び寸法の情報を基に導かれる具体的数値が記載された計算式及びその算出結果である地盤支持力度についても、同様に不開示とすべきものと判断する。

キ また、本件対象公文書1の末尾部分の手書きで記載された電話番号については、審査会で確認したところ、今回の構造計算を行った設計事務所の電話番号であったが、不開示とすべき特段の理由もないため、開示すべきものと判断する。

③ 条例第7条第3号ただし書の該当性について

異議申立人は、対象公文書1について、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨主張していることから、その該当性について検討を行う。

ア 条例第7条第3号ただし書イは、同号本文に該当する不開示情報であったとしても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」である場合は、開示すべきとする規定である。

イ 異議申立人は、本件共同住宅の建築は、実施機関が定める「がけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の運用基準」第4(3)ただし書に規定する「がけの崩壊の

恐れが著しい場合」に該当する可能性があるため、住民の生命、財産の保護の観点から条例第7条第3号ただし書イの規定に基づき積極的に開示すべきと主張しているが、本件対象公文書1に記載の情報は、当該崖地に隣接する建築予定地の地盤に関する文書であって、当該崖地の地盤に関するものではなく、崖の崩壊のおそれと直結する情報とはいえないことから、同号ただし書イには該当しないものと判断する。

(2) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、本件共同住宅に係る構造計算書に添付されている建築予定地の地質調査に係る報告書である。

① 条例第7条第2号該当性について

ア 実施機関は、本件対象公文書2に記載の地質調査の結果について、本件対象公文書1と同様、将来入居することとなる特定の個人の資産に関する情報であり、条例第7条第2号に該当すると主張するが、これについては、上記第5の2(1)①ウに記載した理由により、同号に該当するとは認められない。

イ 地質調査を行った主任技術者等の氏名及び顔写真については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とすべきものと判断する。ただし、同調査に係る主任技術者等の資格に関しては、特定の個人を識別する情報には当たらないため、同号に該当せず、開示すべきものと判断する。

② 条例第7条第3号該当性について

ア 地質調査の報告を行った法人の印影については、実施機関は、実印の印影であるため、これを開示すると、第三者に偽造されるなど当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当すると主張する。

審査会が実施機関に再度聴取したところ、実印の押印は求めていないことが明らかとなったが、そもそも法人の代表者印とは、実印であるかどうかにかかわらず、書面の記載内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであって、特定の事務等に限定して用いられ、かつ、むやみに公にしているものではないと考えられる。この点、今回の法人の代表者印についても同様と認められる。

したがって、印影の偽造等により悪用された場合は、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、地質調査の報告を行った法人の印影は、条例第7条第3号本文に該当し、不開示とすべきものと判断する。

イ 土質ボーリング及び標準貫入試験の調査内容とその結果の情報については、実施機関は、調査を行った業者の技術的ノウハウが含まれると主張する。しかし、当該調査により得られた結果は、自然界の客観的・科学的な事実に過ぎず、また、当該調査の手法等についても、実施機関の疎明内容からは、特殊な調査手法を用いたものとはいえず、これを公にしたとしても、当該業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、開示すべきものと判断する。

ウ そうすると、地質構成表、地質断面図、調査記録写真（顔写真の部分を除く。）、調査位置図、ボーリング柱状図及び試料写真の情報については、いずれも地質調査

により、又は既存の地質図から求められた自然界の客観的・科学的な事実が記載されたものに過ぎず、当該調査の手法についても、ノウハウ情報には該当しないのであるから、その全てを開示すべきものと判断する。

エ また、地質構成表、地質断面図、ボーリング柱状図等に付随して、その調査結果に関する分析、評価等の記載がなされている。審査会が当該記載内容を確認したところ、調査結果の事実の組み合わせ及びそこから類推されるものを述べているものであり、そこに調査業者による一定の評価・判断があることは認められるものの、当該記載内容を公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある特段の技術的ノウハウがあるとまでは認められないことから、その全てを開示すべきものと判断する。

よって、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 表

(対象公文書 1)

不開示とした部分	審査会の判断
構造計算書中 4-2 地盤の支持力に係る部分の全て	次の各号以外の部分は、開示すべき (1) β の数値 (2) D_f の数値 (3) 基礎構造物の図 (4) 地盤支持力度を求める数値の入った計算式

(対象公文書 2)

不開示とした部分	審査会の判断
まえがき 地質調査を行った法人の印影	不開示が妥当
1 調査概要 (3) 調査内容 土質ボーリングの深さ 標準貫入試験の回数 調査実施数量表中のボーリング掘削長 調査実施数量表中の標準貫入試験回数	開示すべき
(4) 調査担当 主任技術者等の氏名・資格	資格の記載部分は、開示すべき
2 調査方法 調査状況写真中の顔写真	不開示が妥当
4 調査結果 (1) 地質構成 地質構成表 地質断面図 地質調査結果に対する記述部分	開示すべき
(2) 孔内水位 孔内水位に関する記述部分	開示すべき
5 まとめ (1) 調査地の概要 (全て)	開示すべき
(2) 調査結果 地質構成表 地質構成に関する記述部分	開示すべき
添付図表 ・調査位置図 孔口標高、調査深度、孔内水位	開示すべき
・ボーリング柱状図 主任技師以下の全ての部分	主任技師等の氏名以外は、開示すべき
・試料写真 深度ごとのコアのサンプル写真	開示すべき
・地質断面図 地質断面図の全て、凡例中の図	開示すべき
調査記録写真帳 全景・掘進中・標準貫入試験中の顔写真	不開示が妥当
貫入試料・残尺・検尺の写真	調査員の顔部分以外は、開示すべき
検尺の内訳 (長さ・数量)	開示すべき

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成27年11月20日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月8日	実施機関から一部開示決定の理由説明書を受理した。
平成28年1月12日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成28年3月16日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
平成28年4月28日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
平成28年6月3日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。